

**みなと環境にやさしい事業者会議事務局運営等業務委託
事業候補者募集要項**

1 目的

本件は、「みなと環境にやさしい事業者会議」（以下「本団体」という。）の会計処理や、団体が実施する各種事業の企画、運営等を委託するものです。

本団体は、区内で事業活動を行う事業者が区民及び区と連携し、環境保全活動を実施することで環境問題への意識喚起及び環境行動への動機付けを図ること、また、この活動をモデル事例として区内外に発信することを目的とし、港区が発起人となり、平成18年5月に発足した任意団体です。（会員事業者数は、令和5年12月1日現在、61事業者）

各種事業の実施に当たっては、日々変化する地球温暖化対策に係る動向を適切にとらえ、本団体会員事業者（以下「会員」という。）の環境保全に関する資源やノウハウを活用し、企画内容に反映することが必要です。このことから、本団体の事務局運営業務について、環境分野に係る豊富かつ幅広い知識と経験を有する事業者を公募型プロポーザル方式により事業候補者を選考します。

2 業務概要

(1) 件名

みなと環境にやさしい事業者会議事務局運営等業務委託

(2) 業務内容

- ・情報発信戦略業務
- ・新規会員獲得業務
- ・会員向け事業企画業務
- ・区民及び企業向け事業企画業務
- ・総会及び幹事会開催業務
- ・会計管理 など

※詳しくは、別紙1「仕様書」を参照してください。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 事業規模

6,932,000円（税込）

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業規模を示すためのものであることに留意してください。また、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

※本団体が実施する環境保全に関する各種事業の実施に係る経費は、会員が負担する会費から支出します。令和6年度の予算については、令和6年5月に開催（予定）されるみなと環境にやさしい事業者会議総会で決定します。（令和5年度の当該経費は、5,004,839円（税込））

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者としします。各要件は、参加表明書提出日を基準日としします。また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 港区の競争入札参加資格登録業者又は競争入札参加資格登録業者と同等の資格を有すると判断されるもの。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。)にないこと。
- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成16年7月30日16港政契第238号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年1月26日23港総契第1157号)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。共同事業体を構成する(代表企業ではない)構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加対象とはなりません。
- (7) 別紙1「仕様書」に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

4 選考スケジュール(予定)

日程	実施内容
令和5年12月21日(木)	公募要項等の配布 参加表明書・企画提案書等提出書類及び質問受付開始
令和6年1月10日(水)	質問締切
令和6年1月12日(金)	質問回答
令和6年1月19日(金)	参加表明書・企画提案書等提出書類受付締切
令和6年1月30日(火)	一次審査(書類審査)結果等通知
令和6年2月5日(月)	二次審査(プレゼンテーション)
令和6年2月22日(木)	二次審査結果等通知
令和6年3月上旬	選考結果公表・契約締結手続

5 配布書類等

(1) 配布場所

「13 担当・連絡先」の記載のとおり

※配布書類は、港区ホームページからもダウンロードが可能です。

(2) 配布期間等

ア 窓口配布期間

令和5年12月21日（木）～ 令和6年1月19日（金）

※午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

イ 港区ホームページ掲載期間

令和5年12月21日（木）～ 令和6年1月19日（金）

(3) 配布書類

プロポーザル実施関係

- ① 公募要項（本紙）
- ② 【別紙1】 仕様書（案）
- ③ 【仕様書別紙】 個人情報保護に関する特記事項
- ④ 【別紙2】 事業候補者選考基準

提出資料関係

- ① 【様式1】 質問書
- ② 【様式2】 参加表明書兼参加資格審査申請書
- ③ 【様式3】 共同事業体構成書
- ④ 【様式3-2】 共同事業体協定書兼委任状
- ⑤ 【様式3-3】 委任状
- ⑥ 【様式4】 事業者概要及び業務実績
- ⑦ 【様式5】 業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
- ⑧ 【様式6】 業務従事予定者の経歴及び専任性
- ⑨ 【様式7】 企画提案書1
- ⑩ 【様式8】 企画提案書2
- ⑪ 【様式9】 企画提案書3
- ⑫ 【様式10】 プロポーザル参加辞退届

参考資料

- ① みなと環境にやさしい事業者会議規約
- ② みなと環境にやさしい事業者会議令和4年度活動報告書
- ③ みなと環境にやさしい事業者会議令和4年度会計収支決算書
- ④ みなと環境にやさしい事業者会議令和5年度会計収支予算書
- ⑤ 港区情報安全対策指針

※港区ホームページのみで掲載します。

6 質問書の受付・回答

(1) 受付期間

令和5年12月21日(木)～令和6年1月10日(水)

※午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

(2) 受付方法

様式1「質問書」に必要事項と質問を記入の上、「13 担当・連絡先」まで電子メールで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

(3) 回答方法

令和6年1月12日(金)に、質問受付期間内に参加表明書を提出した事業者あて、受け付けた全ての質問について電子メールで回答します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容(質問内容が不明瞭なもの等)によっては回答しない場合があります。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出受付期間

令和5年12月21日(木)～令和6年1月19日(金)

※午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

※事前に電話予約の上、来所してください。

(2) 提出先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区役所8階 環境リサイクル支援部環境課地球環境係 河西

(3) 提出方法

直接担当まで持参してください。

(4) 提出資料

① 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票(写)

※「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」により、区内事業者の認定を受けている事業者は「区内事業者認定通知」を提出すること。

※港区物品買入れ等競争入札参加資格を有していない場合は以下の書類を提出すること。

(ア) 登記簿謄本(履歴事項全部証明書等)

(イ) 印鑑登録証明書

(ウ) 財務諸表(最新の事業年度のもの)

(エ) 納税証明書(法人の場合は法人税、法人事業税(地方法人特別税を含む)、消費税及び地方消費税)

(オ) 許可等の証明書(写)

(カ) 区内事業者認定通知(認定を受けている事業者のみ)

②【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書

- ③【様式3】 共同事業体構成書※
- ④【様式3-2】 共同事業体協定書兼委任状※
- ⑤【様式3-3】 委任状※
- ⑥ 登記簿謄本※

※③～⑥は共同事業体を結成し、参加申請する場合のみ提出してください。

- ⑦ 加点対象となる地域貢献活動項目がある場合は、各項目指定の提出書類※

※該当する場合のみ提出してください。（詳細は、別紙2「事業候補者選考基準」を参照してください。）

- ⑧【様式4】 事業者概要及び業務実績

※共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成する全ての事業者について提出してください。

- ⑨【様式5】 業務従事予定者の配置計画及びスケジュール

- ⑩【様式6】 業務従事予定者の経歴及び専任性

- ⑪【様式7】 企画提案書1（A3版2ページ（2枚（片面印刷））を上限とする）

- ⑫【様式8】 企画提案書2（A3版2ページ（2枚（片面印刷））を上限とする）

- ⑬【様式9】 企画提案書3（A3版2ページ（2枚（片面印刷））を上限とする）

- ⑭【任意様式】 見積書

(5) 提出部数

ア 提出資料①から⑦ 1部

イ 提出資料⑧から⑭ 正本1部 副本8部

※提出資料は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本1部は表紙に事業者名を記入し、副本8部については事業者名を記入しないでください。また、全ての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないでください。

ウ 提出資料（正本及び副本）データを格納したCD-R等 1枚

※CD-R等表面には社（者）名を記入してください

(6) 留意事項

ア 各資料はA4サイズ、文字サイズは11ポイント以上としてください。

イ 正本、副本とも各様式に様式番号を記載したインデックスを付してください。

(7) 二次審査用提出資料

第二次審査の際に、補足書類の提出が可能です。A4版6ページ（3枚（両面印刷））を上限とし、当日に持参してください。なお、第一次審査提出済の書類に記載されていない新規提案等は不可とします。

詳細な事項は、第一次審査通過事業者に別途通知します。

8 事業候補者の選考と審査

別紙2「事業候補者選考基準」のとおり。

9 提案にあたっての注意事項

- (1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。
 - ア 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
 - イ 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - ウ 虚偽の内容が記載されているもの
 - エ この要項に定める手続以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (3) 提出書類等の返却はいたしません。
- (4) 提出受付期間終了後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。
- (6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において複製することがあります。
- (7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとしします。
- (8) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとしします。
- (10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、様式10「プロポーザル参加辞退届」を提出してください。

10 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとしします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) 電子メールの通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年港区規

則第6号) 第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。

(9) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

12 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

13 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区環境リサイクル支援部環境課地球環境係 河西

電話：03-3578-2497

メール：minato05@city.minato.tokyo.jp

※メールで連絡を取る場合は、必ず件名の冒頭に「【mecc プロポ】」と記載してください。